

# 小規模修繕・物品調達契約希望者登録制度について

町が発注する小規模修繕・物品調達契約において、町内の小規模事業者の受注機会を拡大し、地域経済の活性化に寄与することを目的とした制度を設けていますが、令和7年度から令和10年度の期間の登録受付を開始します。

## 1. 対象となる契約

- ・ 内容が軽易で、かつ履行の確保が容易であると認められるもののうち、1件の設計金額が30万円以下のもの。
- ・ ゴム・皮革・プラスチック製品の購入
- ・ 空調機器修繕、タイル・ブロック修繕

## 登録希望業種・品目

小規模修繕
建築関係ガラス、サッシ、網戸、建具、壁、屋根、門扉、内装（カーテン、カーペット）、塗装、錠鍵、タイル、ブロック、雨樋等
設備関係電気器具、配線、放送設備、空調機器、ボイラー、ガス機器、配水詰まり等
土木関係防護柵、舗装、土工等
その他

## 2. 登録対象者

- (1) 町内に本店を有する法人事業者又は町内に住所登録がある個人事業者
- (2) 建設業並びに小売業等を営んでいる者
- (3) 五戸町競争入札参加資格名簿に登録されていない者
- (4) 希望する契約を履行するために必要な資格、免許等を有する者
- (5) 町税を滞納していない者
- (6) 町長が発注の相手方として不適当と認められていない者

小規模物品調達
衣服・その他繊維製品類
ゴム・皮革・プラスチック製品類
窯業・土石製品類
非金属類・金属製品類
紙・紙加工品類
燃料類
家具・什器類
その他

## 3. 受付期間

令和7年2月3日（月）から令和7年2月28日（金）まで  
午前8時15分から午後5時まで（土曜、日曜、祝日を除く）  
※上記受付期間後は、随時受付し審査を行います。

## 4. 有効期間

令和7年4月1日から令和11年3月31日まで（4年間）  
※登録申請が受理された業者については、名簿を五戸町ホームページにて公表します。

## 5. 申請方法

五戸町財政課へ郵送または持参  
提出先：〒039-1513 五戸町字古館 21 番地 1 五戸町役場財政課

## 6. 申請書類

五戸町小規模修繕・物品調達契約希望者登録申請書（様式第1号）	
契約を履行するために必要な資格、免許等を証明する書類の写し	
町税の納税証明書（発行されてから3か月以内のもの）	
法人事業者商業登記簿謄本（写し）	法人事業者の場合
代表者の印鑑登録証明書（発行されてから3か月以内のもの）	
個人事業者身分証明書（写し）	個人事業者の場合

※登録申請書については町ホームページ  
(<https://www.town.gonohe.aomori.jp/sangyo/syoukibo.html>) に掲載  
しています。



左のQRコードから  
掲載ページを  
ご覧いただけます。

## 7. その他

- ・ 申請した事項に変更があったとき、競争入札参加資格名簿に登録したとき、又は事業を休止若しくは廃止したときは、変更・廃止届（様式第2号）を提出してください。
- ・ 町発注の契約行為のため、完成書類や検査が発生します。必要書類は契約ごとに異なりますので見積の段階で担当課にご確認ください。
- ・ この制度は、登録業者が履行可能な業種を明確化し、小規模事業者が下請けから元請けとなることを目的としています。そのため、受注契約で下請けが必要な場合には発注担当課と協議が必要になります。
- ・ なお、本制度は競争入札参加資格者名簿に登録を希望していない小規模事業者が対象です。また、登録されている事業者の選定を妨げるものではありません。
- ・ 制度についての不明な点は下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先  
五戸町 財政課 管財班  
0178-62-2111(内224)